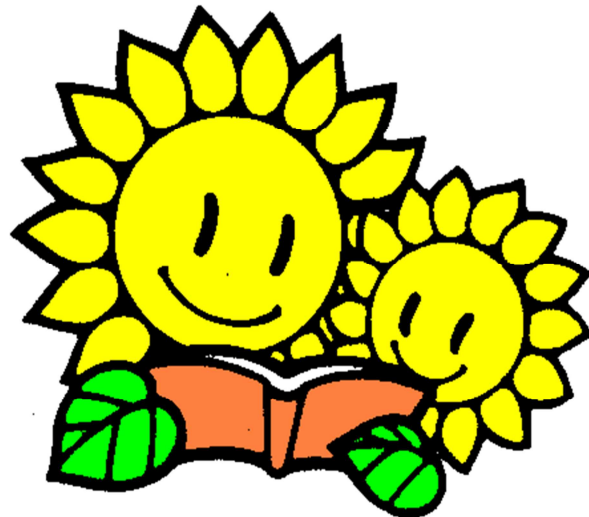


令和5年度
日向市立図書館要覧



日向市立図書館

— 目 次 —

1	日向市教育大綱	1
2	日向市立図書館のあゆみ	2
3	図書館の自由に関する宣言	5
4	令和5年度図書館運営方針	6
	1 運営方針	6
	2 重点目標（教育施策・施策の展開）	6
5	令和5年度事業計画	7
	主な指標と目標値	7
	1 図書館機能の充実	7
	2 読書活動の推進	8
	3 具体的な取り組み	8
6	令和4年度（2022年度）事業実施状況	9
	1 開館等の状況	9
	2 事業実施状況	9
	（1）図書館機能の充実	
	（2）読書活動の推進	10
	（3）展示	12
	（4）ブックバトン事業	14
	（5）ブックスタート事業	15
	3 利用者の声（令和4年度の利用者からのご意見・ご要望）	16
7	第2向日向市子ども読書活動推進計画の実施状況	17
8	日向市図書館協議会	20
9	資料	21
	1 市の概要	
	2 統計	
	3 条例等関係例規	
	4 施設概要	
	5 図書館利用案内	

I 日向市教育大綱

～ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまちを目指して～

日向市は、温暖な気候に恵まれ、美しい海と山々によってもたらされる「黒潮文化」と「森林文化」が融合する自然豊かなまちです。また、神武天皇のお舟出伝説が残る美々津や、国民的歌人若山牧水生誕の地東郷など、歴史と文化の薫り高いまちです。

そして、古くから物流の拠点であった細島港の整備と高速道路の開通により、産業と交通の要所としてその重要性はさらに高まっています。

このような日向市の豊かな自然や先人の残した地域の宝を生かしながら、ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまちを目指して、ここに日向市教育大綱を定めます。

【基本理念】

生涯にわたって学ぶ環境を整え、家庭教育、学校教育、社会教育の充実・振興を図るとともに、地域社会が一体となって「たくましく生きる力」「思いやりのある心」「ふるさとに誇りを持つ心」を育みます。

【基本方針】

1 創造性豊かでたくましい人を育む基盤づくり

学校、家庭、地域が連携しながら、ふるさと日向市を愛し、世界に羽ばたく、社会に貢献する人財を育みます。そのために、確かな学力と豊かな心を身に付け、自分に自信と誇りを持つ“ひゅうがっ子”の育成を推進します。

2 楽しみ生きがいを感じる生涯学習社会づくり

主体的に、生涯にわたって学習し、その成果を地域社会で発揮できる生涯学習社会づくりを推進します。

3 豊かな心と健全な体を育む文化・スポーツの推進

ふるさとの伝統、文化、歴史を大切にし、豊かな人間性を育みます。また、スポーツを通して健全な心と体を育み、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

4 人権と平和を尊重する人づくり

一人ひとりが尊重され、誰もが自由に個性と能力を発揮し、平和を尊ぶ心を育む教育を推進します。

2 日向市立図書館のあゆみ

年 月	事 項
1949 年(昭和 24 年) 4 月	設立 (蔵書数 1,490 冊)
1957 年(昭和 31 年) 6 月	「市立図書館条例 (昭和 31 年条例第 8 号)」制定
1960 年(昭和 35 年) 6 月	「日向市立図書館条例 (昭和 35 年条例第 7 号)」制定、「日向市図書館協議会」発足
1962 年(昭和 37 年)10 月	図書館業務が社会教育課の所管となる。
1963 年(昭和 38 年) 1 月	市庁舎焼失
1964 年(昭和 39 年) 7 月	市議会において新図書館建設構想が出る。
1969 年(昭和 44 年) 6 月	市総合計画に図書館の充実を盛り込む。
1972 年(昭和 47 年) 4 月	勤労青少年ホームに図書館設置 (蔵書数 6,731 冊)
1976 年(昭和 51 年) 8 月	新館 (本町) 建設着手 (総工事費 7,190 万 2 千円)
1977 年(昭和 52 年) 3 月	新館 (本町) 完成 3 月 30 日完成。 同年 6 月 1 日、新館開館 (蔵書数 14,207 冊)
1977 年(昭和 52 年) 5 月	「日向市立図書館規則」制定
1996 年(平成 8 年) 3 月	図書館移転準備のため休館 (～同年 12 月)
1996 年(平成 8 年) 4 月	新館 (春原町、旧日向保健所跡) 工事着工 (事業費 4 億 200 万円、うち本体工事費 1 億 7,500 万円)
1997 年(平成 9 年) 1 月	1 月 10 日新館開館 (蔵書数 45,000 冊) 電算システム(ilis/x10)・大阪屋マーク導入
1997 年(平成 9 年) 4 月	「日向入郷地域視聴覚ライブラリー」を図書館へ移管
1997 年(平成 9 年) 10 月	図書館ボランティア「友の会」発足
1998 年(平成 10 年) 5 月	貸出文庫学校巡回開始
1998 年(平成 10 年)11 月	「第 1 回読書感想絵はがき展」開催
2000 年(平成 12 年) 3 月	本館前庭に東屋建設
2000 年(平成 12 年) 8 月	別館に書庫 (13,000 冊規模) 設置
2001 年(平成 13 年) 8 月	巡回用改造図書館車 (ブックトラック 4 台積載、約 1,000 冊) 開始

年 月	事 項
2002 年(平成 14 年)2 月	図書システム更新 (iliswing 2I)、TRC マーク導入
2003 年(平成 15 年)4 月	大王谷コミュニティセンター図書室開設
2005 年(平成 17 年)4 月	ブックスタート事業開始 (3 か月児へ絵本 2 冊配布)
2005 年(平成 17 年)4 月	子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰を受賞
2006 年(平成 18 年)1 月	日向入郷地域視聴覚教育協議会を廃止し日向市視聴覚ライブラリーが運営を継承
2006 年(平成 18 年)2 月	日向市と東郷町が合併(2 月 25 日)
2006 年(平成 18 年)2 月	東郷町西公民館 (現東郷公民館) 図書室開設
2007 年(平成 19 年)7 月	図書館開館 10 周年記念行事 宮川ひろさん講演会、図書館 10 年パネル展
2007 年(平成 19 年)8 月	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業へ参加
2008 年(平成 20 年)3 月	「日向市子ども読書活動推進計画」策定
2008 年(平成 20 年)3 月	郷土資料庫建設
2009 年(平成 21 年)4 月	ブックスタート・プラス事業開始 (1 歳 6 か月児へ絵本 1 冊配布)
2009 年(平成 21 年)10 月	新図書館システム (ILIS02I) , ホームページ導入
2012 年(平成 24 年)3 月	施設改修 (書庫改修、車庫新設。館内: どんぐり広場、学習室、トイレ洋式化等) 外灯設置
2012 年(平成 24 年)6 月	としょかんだより「どんぐり」発行
2013 年(平成 25 年)3 月	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業、「企画協力員賞」に選定
2013 年(平成 25 年)4 月	貸出冊数を 5 冊から 10 冊へ変更
2013 年(平成 25 年)4 月	利用者インターネット端末を設置 (1 台)
2016 年(平成 28 年)10 月	図書館システム (iLiswingV3) 更新
2017 年(平成 29 年)10 月	図書館開館 20 周年記念行事 佐藤凉子さん講演会
2017 年(平成 29 年)10 月	図書館ボランティア「友の会」発足 20 周年

年 月	事 項
2017 年(平成 29 年)10 月	市内各中学校へ学校司書が配置される。
2018 年(平成 30 年)3 月	「第 2 次日向市子ども読書活動推進計画」策定
2019 年(平成 31 年)4 月	ブックスタート・ツープラス事業(3 歳 6 か月児へ絵本配布)
2020 年(令和 2 年)4 月	子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞
2021 年(令和 3 年)2 月	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し図書館に空気清浄機、図書消毒機を設置。学級文庫、放課後子ども教室や児童クラブ等へ貸出用図書を購入。
2021 年(令和 3 年)2 月	第 2 次日向市総合計画後期計画・重点戦略に「複合的機能を備えた図書館整備の調査研究」が盛り込まれる
2021 年(令和 3 年)4 月	図書館利用カードの有効期限の設定(規則改正)
2022 年(令和 4 年)4 月	細島公民館図書室移転(細島小学校併設)
2022 年(令和 4 年)4 月	雑誌スポンサー制度の導入開始
2022 年(令和 4 年)4 月	日向市立図書館資料除籍基準制定
2022 年(令和 4 年)9 月	移動図書館車(ひだまり図書館号)購入
2023 年(令和 5 年)4 月	図書館ボランティア「友の会」が、子どもの読書活動優秀実践団体文部科学大臣表彰受賞
2023 年(令和 5 年)5 月	移動図書館車(ひだまり図書館号)本格運用開始

3 図書館の自由に関する宣言

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、

あくまで自由を守る。

— 社団法人 日本図書館協会 —

「図書館の自由に関する宣言」は、団体等規制令(1949年公布)、占領目的阻害行為処罰令(1950年公布)、破壊活動防止法(1952年公布)が成立する等社会的な緊張が高まっていたなか、1952年2月の埼玉県秩父市立図書館で開かれていた評論家を囲む座談会への警察の捜査介入をきっかけとして1954年5月の日本図書館協会定期総会で採択され成立し、1973年8月の山口県立山口図書館での「図書抜き取り放置事件」をきっかけに1979年に改定されました。

日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠です。知る自由は、表現の送り手に対して保証されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立します。ここには図書館の自由が、日本国憲法をよりどころとしていることが明示されています。

4 令和5年度図書館運営方針

1 運営方針

図書館は、市民や地域にとって、もっとも身近な社会教育施設であるとともに役に立つ情報拠点です。したがって、市民のための開かれた施設であることはもとより、市民や地域の多様化・高度化する知的要求に対応できる環境（施設・設備等）を整えておく必要があります。そのため、可能な限りの確で広範囲にわたる資料の収集・整理・保存に努め、市民の利用促進を図り、生涯学習を支援します。

また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づき策定した「第2次日向市子ども読書活動推進計画」（平成30年3月策定）を着実に推進するため、学校及び読み聞かせボランティア等との連携、支援に努め、子どもの読書活動を推進するための人的なネットワークづくりに努めます。

2 重点目標（教育施策・主な施策、施策の展開）

第2次日向市総合計画に掲げる「ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち」を基本目標とし、図書館サービスの充実を図ります。

- 市民が利用しやすい図書館を目指し、資料の整備や各種サービスの向上を図りながら、図書館機能の充実に努めるとともに、安全で安心な環境づくりに努めます。
- 市民に活用される図書館の整備について調査研究に取り組みます。
- ブックスタート運動やおはなし会など、関係機関や図書館ボランティアと連携しながら、読書活動の推進に努めます。

（1）図書館機能の充実

- 市民が利用しやすい安全で安心な環境整備と運営
- 資料の収集・整理・保存
- インターネット閲覧用パソコン設置やレファレンスサービス等、学習活動の支援
- インターネットによる図書の予約・リクエスト等、利便性の向上
- 歴史教育、文化教育に関する資料の充実、企画展示の実施
- 図書館の整備についての調査研究

（2）読書活動の推進

- 「第2次日向市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動の推進
 - ・ブックスタート運動（対象 7か月児・1歳6か月児・3歳6か月児）やおはなし会の充実
 - ・保育園や児童クラブ等団体貸出の推進
- 市民との協働による図書館づくり
 - ・図書館ボランティアの育成と活用

5 令和5年度事業計画

○ 主な指標と目標値 【第2次日向市総合計画 後期基本計画】

主な指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (R6年度)	備 考
入館者数 (1日当たり)	496 人	500 人	本館、巡回貸出、公民館図書室入館者数等
貸出冊数(年間)	227,043 冊	246,000 冊	一般・児童図書、郷土資料(雑誌、AV除く)
小学生・中学生が 1か月間に読む 読書冊数	小学生 13.6 冊 中学生 3.9 冊	小学生 15.0 冊 中学生 4.2 冊	※学校教育課所管

Ⅰ 図書館機能の充実

施策・事業	内 容
市民が利用しやすい運営	○図書館協議会による市民の幅広い意見を反映した図書館の運営 ○新刊案内、図書館だより、広報等での情報発信
資料の収集・整理・保存	○図書・雑誌・新聞等の収集 ○基本図書、参考図書の収集・整備・充実 ○郷土資料、行政資料の収集・整備・保存
インターネット閲覧用パソコン設置やレファレンスサービス等、学習活動の支援	○インターネット閲覧専用端末の設置 ○図書館員の専門性向上によるレファレンスサービスの充実 ○「相互貸借」、「マイライン」等、他の公共図書館との連携・協力 ○障がい者や高齢者等への支援サービスの充実 ・点字図書、音訳(録音)図書の充実、筆談ボード設置
インターネットによる図書の予約・リクエスト等利便性の向上	○リクエスト・予約サービスの充実 インターネットでの図書の予約 ○インターネット(メール)による利用者への貸出予約サービス等 ○インターネット、LINEを活用した図書館情報の発信、ホームページでの図書館情報発信 ○マイナンバーカードの図書館利用カードとしての活用
歴史教育、文化教育に関する資料の充実、企画展示の実施	○若山牧水コーナーの設置、資料収集 ○展示コーナー企画展の実施 企画展の開催、団体の発表の場の提供
図書館の整備についての調査研究	○新たな交流拠点の整備研究 新たな交流拠点、知の拠点としての役割を果たす複合的な機能を備えた図書館の整備についての調査研究(総合計画・後期基本計画 重点戦略・アクションプラン)

2 読書活動の推進

施策・事業	内 容
ブックスタート運動やおはなし会の充実	○ブックスタート事業（7か月児）、ブックスタートプラス事業（1歳6か月児）、ブックスタートツープラス（3歳6か月児）の実施 ○定例おはなし会 館内、幼児、乳幼児、小学生対象 ○定期おはなし会 保育園、幼稚園を訪問 ○こどもの読書週間（4月23日～5月12日）「春のとしょかんまつり」 ○読書週間（10月27日～11月9日）「秋のとしょかんまつり」 ○ブックバトン おすすめ本紹介コメントの募集・展示 ○本の貸出福袋 おすすめの本を福袋で貸し出す新春企画
学校や地区公民館図書室と連携した読書活動の推進	○学校各学級への図書の貸出 「学級文庫への団体貸出」 ○学校図書館司書との連携 「調べ学習用資料貸出」 ○移動図書館事業による図書の巡回貸出 ○職場体験学習、インターンシップ受け入れ ○各地区公民館図書室の利用促進 ・地域住民のニーズに合った蔵書 ・雑誌・新聞等の図書資料の収集・充実
市民による読書会、朗読会等の活動の支援	○市民の自主的な活動の支援、活動紹介 ・読書会「やまざくら」
市民との協働による図書館づくり	○図書館ボランティアの育成 ボランティア養成講座の開催 ○図書館ボランティア「友の会」の活動支援 ○各学校の読み聞かせグループ支援 ・読み聞かせグループ連絡会開催 ○新たなボランティアの発掘と活用

3 具体的な取り組み（課かい経営方針）

区分	主な取組内容
1 図書館機能の充実	[取組内容] ○市民が安全・安心で利用しやすい図書館を目指します。 ○調べ学習支援(ファレンスなど)充実により、市民の学習活動を支援します。 ○インターネットによる図書予約などを通じて、利便性の向上を図ります。 ○郷土史、若山牧水ほか先人に関する蔵書充実や、企画展示を行います。 ○図書館の整備について調査研究を行います。 [通年] ・図書館協議会を開催し、図書館サービス向上を図ります。 ・利用者情報の適正化を図ります。 ・雑誌スポンサー制度の導入により、広告主事業者に情報発信の場を提供することで、自主財源の確保と図書館経費の効率的な運用を図ります。 ・図書館整備に関して複合施設の情報収集及び調査研究を行います
2 読書活動の推進	[取組内容] ○「第2次日向市子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート、おはなし会など、子どもの読書活動を推進します。 ○小・中学校や学校図書館司書との連携を図り、団体貸出や調べ学習用資料の貸出を行います。 ○移動図書館事業を活用し、図書館へ来館できない方や遠方の学校・施設等への図書の提供・貸出を行います。 ○図書館ボランティア「友の会」や新たなボランティアの育成・活用を通して「市民との協働による図書館づくり」を行います。 [通年] ・ブックスタート事業、おはなし会を行います。 ・図書館ボランティア「友の会」、新たなボランティア等を育成・支援します。

6 令和4年度事業実施状況

1 開館等の状況

区 分 (単位)	R 3	R 4	比較増減
開館日数 (日)	232	291	59(25.4%)
登録者数 (人)	48,159	48,906	747 (1.4%)
入館者数 (人)	91,648	113,819	22,171 (24.2%)
利用者数 (人)	30,182	35,657	5,475 (18.1%)
貸出冊数 (冊)	169,813	189,787	19,974 (11.8%)
蔵書数 (冊)	182,547	181,114	△1,433 (△0.8%)

※蔵書数：一般、児童、郷土資料（雑誌、A Vを除く）

2 事業実施状況

(1) 図書館機能の充実

①市民が利用しやすい運営

○図書館協議会 2回開催 (7/26、2/20)

○各種情報発信 ・新刊案内 (週1回発行)、図書館だより (月1回発行)
・ホームページ、広報ひゅうが、生涯学習だより等での情報発信

②資料の収集・整理・保存

区 分	件 数	備 考
○蔵書数	181,114 冊	一般、児童、雑誌、A V、郷土
うち児童書	62,107 冊	
○蔵書点検		1/30～2/6
不明資料計	86 点	
うち一般	53 点	
児童	15 点	
雑誌	11 点	
A V・郷土	7 点	

③レファレンスサービス等、学習活動の支援

サービス	件 数	備 考
○レファレンス	812 件	
○相互貸借	668 件	(貸出 298 件、借受 370 件)
○マイライン	306 件	
○障がい者支援		
大活字本	696 冊	
点字図書	56 冊	
音訳図書	261 冊	
○視聴覚教材貸出	57 点	
〃 機材貸出	16 点	
上映会	11 回	
○学習室	2,086 人	

○ブックリスト	成人式にて配布	
---------	---------	--

④インターネットによる図書の予約・リクエスト等利便性の向上

サービス	件 数	備 考
○予約	12,873 件	11,258 件、インターネット 1,615 件
○リクエスト	1,111 件	
○インターネット端末	231 件	パソコン 1 台

⑤歴史教育、文化教育に関する資料の充実、企画展示の実施

サービス	件 数	備 考
○1階図書展示	48 件	
○2階企画展示	12 件	県立図書館巡回展ほか

(2) 読書活動の推進

①ブックスタート運動やおはなし会の充実

赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れ合う時間をために絵本を贈る事業

サービス	件 数	備 考
○ブックスタート	386 人	対象：7 か月児 絵本 1 冊配布
○ブックスタートプラス	423 人	1 歳 6 か月児 //
○ // // ツープラス	463 人	3 歳児 //

※毎月 1 回

サービス	実施回数	参加者数	備 考
○定例おはなし会	35 回	288 人	
乳幼児		128 人	
幼児		82 人	
小学生		78 人	
○定期 //	24 回	846 人	
○臨時 //	10 回	250 人	
合 計	69 回	1,384 人	

事 業 名	対象者	実施日
定例おはなし会	乳幼児(0.1.2 歳) 幼児(3 歳から) 小学生	第 1 木曜日 10:30~10:50 第 2 水曜日 15:30~16:00 第 4 土曜日 11:00~11:30
定期 //	保育園・幼稚園	
臨時 //	幼稚園・学童・小学校・高校	

②学校や地区公民館図書室と連携した子どもの読書活動の支援

サービス	対象団体	実 績	備 考
○学校との連携			
団体貸出			
保育園・幼稚園	23 園	7,120 冊	
小・中学校	20 校	16,800 冊	

巡回貸出	3校	384冊	
職場体験	6件	23人	中学生5人、高校生18人
施設見学受け入れ	5件	229人	
ブックバトン	8校	670点	一般含む
学校図書館司書との研修	2回	45人	4/5 11人 8/22 34人
○公民館との連携			
巡回訪問	6館	週1回	

③市民による読書会、朗読会等の活動の支援

- ・読書会「やまざくら」 毎月第2・4火曜 …休止中
- ・素話（すばなし）の会 毎月第2木曜、 11回

④市民との協働による図書館づくり

団体名	人数	備考
○図書館ボランティア「友の会」	18人	おはなし会、ブックリペア、植栽等
○読み聞かせグループ連絡会	103人	13団体
○読み聞かせボランティア講座	1回	※県立図書館アドバイザー派遣事業

⑤ その他

図書館での行事やイベント

（主に児童・青少年を対象とした事業）

イベント名	実績	備考
○ブックバトン展示	259点	11月 参加 6校
○夏休み子ども学習会	15人	「海の生きものについて学ぼう！」
○夏休み子ども上映会	12人	
○春のとしょかんまつり	1日	おはなし会&紙芝居、手作りコーナー、1日図書館員、スタンプラリー、ひゃっか王
○クリスマスおはなし会	20人	12月24日 内容：紙芝居、絵本読み聞かせ
○新春かるた大会	6人	

（一般を対象とした事業）

イベント名	実績	備考
○秋のとしょかんまつり	1日	上映会、すばなし、手作りコーナー、歴史ミニツアー、おはなし会&紙芝居、ブックサイクル、図書館ツアー、クロスワード
○本の貸出し福袋	78冊	1/4～1/6 一般書6組、児童書20組 合計26組（計 78冊）貸出
○雑誌付録抽選会 6/2 ～ 6/19 25点配布 10/4 ～ 10/21 24点配布 2/7 ～ 2/21 24点配布	288人 207人 247人	図書館の雑誌に付いている付録を、期間中に本を借りた利用者に抽選で配布。付録の有効活用及び図書館の利用促進を図った。

(その他の行事)

(3) 展示

① Ⅰ階 図書展示

月	展示コーナー	健康コーナー
4月	・聞く読書 ・「あたらしいえほん」(2年以内に出版されたえほん特集) ・書庫出し本:「西村京太郎」	運動不足を解消!
5月	・美しい図鑑の世界 ・沖縄返還50周年 その歴史と未来 ・書庫出し本:「乃南アサ」	つらい痛みにはこの1冊
6月	・天気のアレコレ ・いろいろたまご ・書庫出し本:「灰谷健次郎」	あなたの「お口」健康ですか?
7月	・夏が来る!夏に読みたい本特集 ・夏休みしゅくだいおたすけ本 ・課題図書 ・書庫出し本:「池波正太郎」「藤沢周平」	頼りになります東洋医学
8月	・暑くてもお腹が空いちゃう「おいしい物語」 ・夏休みしゅくだいおたすけ本 ・課題図書 ・書庫出し本:「鈴木光司」「京極夏彦」	セルフケアで夏を乗り切る!
9月	・ブックバトン ・書庫出し本「藤本ひとみ」	睡眠について
10月	・TEENS コーナー特集 ・お隣の国韓国を知ろう! ・書庫出し本:「渡辺淳一」	気になる子どものアレコレ
11月	・ブックバトン ・書庫出し本:「佐々木譲」「横山秀夫」	美肌を目指せ
12月	・うつわの魅力 ・年末お助け本特集 ・書庫出し本:「角田光代」	肌についてのアレコレ
1月	・みんなの推し本紹介します ・書庫出し本:「シドニー・シェルダン」	「ウイルス」に負けるな!
2月	・いとしのペット特集 ・トリセツ集めました ・「農業が守る水・土・いきもの」 ・書庫出し本:「赤川次郎」	加齢に負けないカラダ作り
3月	・仕事術 ・夢を応援!「～になるには」 ・書庫出し本:「林真理子」	腸活

場所: Ⅰ階 カウンター前各展示スペース

※年間通して健康コーナーに「認知症図書コーナー」を設け、図書を展示

② 2階 企画展示

No.	実施期間	展示名	主催者
1	R4.4.4 ~4.17	やすらぎの里 パネル展	やすらぎの里
2	R4.5.9 ~5.24	みやざき食品ロス削減パネル展	
3	R4.6.7 ~7.3	県立図書館巡回展 「生命を守る～語り継がれる 災禍の記憶」	県立図書館
4	R4.6.30 ~7.7	男女共同参画週間・啓発パネル 展 関連図書展示	日向市・日向市男女共 同参画社会づくり推進 ルーム協議会
5	R4.8.8 ~8.15	平和のための戦争展	戦争と平和を考える会
6	R4.11.2 ~11.30	ブックボタン展示	市立図書館
7	R4.10.3 ~10.17	県企業局パネル展	宮崎県企業局
8	R4.11.11 ~11.18	「税を考える週間」作文展	延岡税務署
9	R4.11.25 ~12.2	「女性に対する暴力をなくす 運動」パネル展 関連図書展示	日向市・日向市男女共 同参画社会づくり推進 ルーム協議会
10	R4.12.6 ~12.27	明るい選挙啓発作品展	日向市（選挙管理委員 会）
11	R5.2.17 ~2.28	人権に関する作品展	日向市教育委員会（学 校教育課）
12	R4.3.2 ~3.31	自殺対策強化月間普及啓発	日向市（健康増進課）

場所：2階多目的室・廊下 展示スペース

(4) ブックバトン事業

「お気に入りの1冊」を文章やイラスト等でお寄せいただき図書館で紹介することで、多くの市民の皆さんが本を手取るきっかけとしていただくことを目的とし、平成22年度から行っています。

(単位：件)

区 分	応募数	内 訳		参 加 校
		一般等	児童・生徒	
H30	63	39	24	日向高校, 東郷学園, 職場体験生徒
R 1	317	38	279	細島小, 財光寺小, 財光寺南小, 美々津小, 塩見小
R 2	657	35	622	財光寺小, 細島小, 塩見小, 平岩小中, 美々津小, 大王谷学園, 財光寺南小, 東郷学園, 坪谷小
R 3	670	43	627	財光寺小, 細島小, 塩見小, 美々津小, 財光寺南小, 東郷学園, 坪谷小, 寺迫小
R 4	259	49	210	財光寺小, 塩見小, 東郷学園, 寺迫小, 財光寺中, 平岩小中

みんなでつなごう！ブックバトン実施要項（令和5年度）

1 目的

読んだ人それぞれのことばや表現方法により、見た人に興味・関心を持たせ、本を手取るきっかけづくりとし、読書活動の推進につなげることを目的とします。

2 ブックバトンとは

自分が感動したり面白いと感じて、他の誰かにも読んで欲しいと思ったお気に入りの本を、POP形式で紹介して読書の輪を広げていくものです。

※POP（ポップ）とは、書店などで本の横に掲示して本を紹介している小さな広告のことです。紹介する本の魅力やおすすめポイントを短い文章でまとめるため、自分と向き合い、思いを確認し、文章を推敲（よりよい文章にするために手直しをしながら練り上げていくこと）する作業を通して、紹介する側もさらに本への理解が深まるとともに表現力が高まることが期待されます。

3 募集内容

○紹介する本の感動した場面、勇気づけられたことばなど、おすすめポイントを文章やイラストで紹介してください。

○応募の際は、応募用紙をご使用ください。

応募用紙には児童・生徒向けの文章用とイラスト用、一般向けの文章用とイラスト用があります。イラスト・POPで応募される際はイラスト用をご使用ください。

○お一人何点でも応募いただけます。ただし、自作で未発表のものとさせていただきます。

○紹介いただく本は、日向市立図書館所蔵の本以外でも結構です。

○本のイラストをそのまま複写してしまうと、著作権侵害に関わる可能性があります。できる限り、自作のイラストで紹介をお願いします。

4 応募先

日向市立図書館に直接お届けいただくか、最寄りの公立公民館または各小中学校・高校を通じてご応募ください。

5 応募締切 令和5年9月12日（火）

(5) ブックスタート事業

「ブックスタート」は、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れ合う時間を持つきっかけを作るために、乳幼児健診等の機会に乳幼児向け絵本を手渡す事業で、平成17年度から実施しており、現在7か月検診で行っています。

また、「ブックスタートプラス」は、ブックスタートで芽生えた絵本への親しみや読書習慣を持ち続けてもらうよう絵本を手渡す事業で、平成21年度から1歳6か月児検診時に行っています。

さらに、平成31年度から開始した「ブックスタートツープラス」では、ブックスタート事業の意義と効果をさらに高めるとともに読書習慣の定着を図っています。

① 日向市ブックスタート事業の概要

区 分	開始年	対象年齢	配布物
ブックスタート	H16	3か月	絵本2冊、布製バック
	H21	7か月	R1から 絵本1冊、布製バック
ブックスタートプラス	H21	1歳6か月	絵本1冊
ブックスタートツープラス	R1	3歳	絵本1冊

② ブックスタート事業 年度別実施状況

(単位：人)

区 分	ブック スタート	ブックスタート プラス	ブックスタート ツープラス	合 計	備 考
H16	136			136	※1
H17	500			500	
H18	545			545	
H19	581			581	
H20	594	53		647	
H21	364	562		926	※2、※3
H22	545	543		1,088	
H23	558	516		1,074	
H24	566	529		1,095	
H25	518	531		1,049	
H26	545	521		1,066	
H27	533	528		1,061	
H28	489	529		1,018	
H29	487	506		993	
H30	488	494		982	
R1	418	431	457	1,306	※4、※5
R2	480	493	465	1,438	
R3	419	444	487	1,350	
R4	386	423	463	1,272	※4月は中止
合 計	9,152	7,103	1,872	18,127	

※1 平成17年度(平成16年度試行)から、ブックスタートを開始。

※2 ブックスタートは平成21年度から対象月齢を7か月児へ変更。8月から実施。

※3 ブックスタートプラスを平成21年度から開始。絵本1冊配布。

※4 ブックスタートツープラスを令和元年度から実施。絵本1冊配布。

※5 ブックスタート配布内容を令和元年度から変更。

絵本1冊、布製バック、パンフレット。

3 利用者の声（令和4年度の利用者からのご意見・ご要望）

1 カウンターの雰囲気が悪く、態度が気になった。

（対応）職員の接遇等改めて指導し、気持ちよく利用してもらえるように心がけたい。

2 土日に小学生の子どもと親と隣り合って1席ずつ学習室を利用したい。

（対応）土日は学習室は高校生以下の学生のための利用とし、一般の利用者は閲覧室を案内している。席をとらずに親が付きそうことは認めているが、1席ずつとなるとルールに反するため、今後はこのような申し出には2階閲覧室を案内する。

3 図書館バッグの運用が悪い。返却バッグと貸出しバッグが混在しては感染症対策にならない。マイバッグ持参の取り組みは賛成。中途半端に図書館バッグ設置を続けず全撤廃すべき。移行期間 中であれば感染症対策のため、返却時の同じバッグを利用させるべき。

（対応）返却時のバッグ入れと貸出し用のバッグ入れを分けた。

4 図書館のホームページが度々使えなくなるので、きちんと整備して欲しい。

（対応）その都度業者に早急な対応を依頼しているが、システムの老朽化とSE人材不足により、利用者にご迷惑をおかけしている（令和5年度にシステム更新）。

5 図書館の整備について、延岡、門川、新富等と比較して、小さ過ぎる、本が少なすぎる、余り美しくない。文教予算をもう少し増やして改善すべき。（陳情）

（対応）施設に関しては、旧保健所を使用しているため、老朽化や手狭で使いづらい点は否めません。今後、「第2次日向市総合計画・後期基本計画」に基づき、新たな交流拠点として複合的な機能を備えた図書館の整備について調査研究に取り組むこととしています。蔵書に関しては、挙げられた他館と比較して少なすぎるということはないと考えていますが、開架スペースが狭いため、少ないと感じられるのかもしれません。購入予算が増えても、現在の施設ではこれ以上収納できないため、希望の本がない時はリクエスト（購入して欲しい本を要望する）サービスをご活用ください。

7 雑誌の選定について、偏りなく、保守系の雑誌も購入することを検討してほしい。

（対応）市内在住の方からのリクエストを受けて雑誌を選定することもあるが、思想の偏り等はないものとしている。

御意見ありがとうございました。いただいた御意見は、日向市図書館協議会に報告しています。今後とも図書館サービスを改善し、利用しやすい図書館づくりに努めます。

7 第2次日向市子ども読書活動推進計画の実施状況

令和7年度の目標値

項 目	基準値	目標値	実績値		
	(H30)	(R7)	(R3)	(R4)	比較増減
市立図書館の 児童書蔵書数	62,000 冊	71,000 冊	62,204 冊	62,107 冊	△97 冊
市立図書館の 児童書貸出冊数	132,000 冊	145,000 冊	82,896 冊	94,828 冊	11,932 冊

①主な活動状況

項 目	令和3年度	令和4年度	比較増減
市立図書館の児童書の蔵書数	62,204 冊	62,107 冊	△97 冊
市立図書館の児童書の貸出冊数	82,896 冊	94,828 冊	11,932 冊
図書館利用カード登録人数0歳～15歳	3,573 人	3,249 人	△324 人
1人当たり児童書貸出冊数0歳～15歳	23.2 冊	29.2 冊	6.0 冊
図書館主催おはなし会の回数	20 回	35 回	15 回
図書館主催おはなし会の参加者数	113 人	288 人	175 人
ブックスタート 配布人数	419 人	386 人	△33 人
ブックスタートプラス 配布人数	444 人	423 人	△21 人
ブックスタートツープラス //	487 人	463 人	△24 人
巡回貸出の学校数	0 校	3 校	3 校
巡回貸出の利用者人数	0 人	142 人	142 人
巡回貸出の貸出冊数	0 冊	384 冊	384 冊
幼稚園・保育所・学校への貸出 団体数	45 団体	43 団体	△2 団体
幼稚園・保育所・学校への貸出冊数	23,890 冊	23,920 冊	30 冊
読み聞かせグループ連絡会加入団体数	17 団体	13 団体	△4 団体
読み聞かせグループ連絡会 加入団体の会員数	138 人	103 人	△35 人
図書館ボランティア「友の会」会員数 (各年度 3月31日現在)	23 人	18 人	△5 人

② 令和4年度 「読書活動の推進」の主な取組 (再掲)

施策・事業	内 容		
ブックスタート運動やおはなし会の充実	赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れ合う時間を持つきっかけを作るために絵本を贈る事業		
	○ブックスタート（7か月児）		386 人
	○ブックスタートプラス（1歳6か月児）		423 人
	○ブックスタートツープラス（3歳児）		463 人
	事業名	配布対象者	回数
	ブックスタート	7か月児検診時に絵本1冊配布	毎月 1回
	// プラス	1歳6か月児検診時に絵本1冊配布	
	// ツープラス	3歳児検診時に絵本1冊配布	
	○定例おはなし会（館内） 35回 288人		
	○定期おはなし会（館外） 24回 846人		
	○臨時おはなし会 10回 250人		
	○上映会（としょかんまつり含む） 11回 125人		
	事業名	対象者	実施日
	定例 おはなし会	乳幼児(0.1.2歳)	毎月第1木曜日 10:30～10:50
幼児(3歳から)		毎月第2水曜日 15:30～16:00	
小学生		毎月第4土曜日 11:00～11:30	
定期 おはなし会	保育園・幼稚園	随時	
臨時 おはなし会	幼稚園・学童・ 小学校・高校	随時	
上映会	小学生	毎月第2日曜日 10:30～11:30	
※定例おはなし会は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、参加者数の制限を行いながら運用した（令和5年度から解除）。			
学校や地区公民館図書室と連携した子どもの読書活動の支援	○学校、学校図書館との連携・支援		
	・団体貸出（保育園、小中学校等）	324 か所	33,779 冊
	・巡回貸出 3校	・職場体験 3校	
	・施設見学 5件		
	・ブックバトン募集	応募学校6校	259 点
	（財光寺小、塩見小、東郷学園、寺迫小、財光寺中、平岩小中）		
	○各地区公民館（図書室）との連携 週1回訪問		
	○成人式で、新成人者に「若い人に読んでもらいたい本」のブックリストを配布		
	※学習室出入り口に「ミニヤングアダルトコーナー」を設置し、学生が本を手に取りやすい環境の整備を行った。		
	市民による読書会、朗読会等の活動の支援	○市民の自主的な活動の支援	
・読書会「やまざくら」		毎月第2・4火曜	…休止中

施策・事業	内 容
市民との協働による図書館づくり	○図書館ボランティア「友の会」との協働 会員数 18 人 春・秋のとしょかんまつり、おはなし会、ブックリペア、すばなしの会等で活動 ○読み聞かせグループ連絡会 10 月 17 日開催 連絡会后、「友の会」研修会開催（県立図書館アドバイザー派遣講師）
図書館での行事やイベント	（主に児童・青少年を対象とした事業） ○春のとしょかんまつり 5 月 8 日 ○夏休み子ども学習会「ひゅうがの海の生きものについて学ぼう！」 7 月 31 日 ○夏休み子ども上映会 8 月 8 日 ○すばなし会子ども向けの怖～い話 8 月 23 日 ○秋のとしょかんまつり 11 月 13 日 ○ブックバトン展示 11 月 2 日～11 月 30 日 応募数 259 点 お気に入りの本の紹介文を募集し、POP にして展示 ○クリスマスおたのしみ会 12 月 24 日 参加者:20 人 クリスマスにちなんだ絵本の読み聞かせや紙芝居 ○新春かるたとり大会 1 月 7 日 競技かるたデモンストレーション、かるたとり、コマ回し （主に一般を対象とした事業） ○推し本座談会 9 月 18 日、1 月 29 日 ○推し絵本座談会 10 月 23 日 ○ブックリサイクル 11 月 13 日 子ども向けと一般向けのとしょかんまつりに合わせて、それぞれ図書館車庫で実施。一人 10 冊まで、寄贈本や保存期間の終了した雑誌を持ち帰ってもらった。 ○本の貸出し福袋 1 月 4 日～6 日 一般向け、子ども向けの本 3 冊組を、合計 26 セット（計 78 冊）用意し貸出 ○雑誌付録プレゼント 6 月 2 日～19 日 付録配布 25 点、応募者 288 人 10 月 4 日～21 日 付録配布 24 点、応募者 207 人 2 月 2 日～16 日 付録配布 24 点、応募者 247 人 図書館で購入している雑誌に付いている付録を、期間中本を借りた利用者に抽選でプレゼントする企画

8 日向市図書館協議会

1 目的

図書館協議会は、図書館法第14条及び日向市図書館条例第6条の規定に基づき設置され、図書館運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕につき館長に意見を述べる機関である。

2 委員名簿

任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

No.	氏 名	所 属	日向市図書館条例第7条の区分	備考
1	後藤 博子	日向市学校法人立幼稚園協会	学校教育関係者	再任
2	小野原 康人	小学校校長会（財光寺南小学校）	〃	新任
3	寺田 菜穂子	中学校校長会（平岩小中学校）	〃	新任
4	寺町 晃	日向市区長公民館長連合会	社会教育関係者	新任
5	山内 ひとみ	図書館ボランティア「友の会」	〃	新任
6	金村 信子	音訳・点訳ひゅうが虹の会	〃	新任
7	児玉 広美	社会教育指導員（細島公民館図書室担当）	〃	新任
8	渡邊 愛	日向市PTA協議会	家庭教育関係者	再任
9	日高 真由美	日向市保育協議会	〃	新任
10	橋本 慎朗	市社会教育指導員	学識経験者	新任

3 実施状況（令和4年度）

開催年月日	協議事項
第1回 令和4年7月26日	・令和3年度事業報告 ・令和4年度事業計画等
第2回 令和5年2月20日	・令和4年度の状況報告 ・令和5年度の事業計画（案）

9 資 料

Ⅰ 市の概要

明治 22 年、町村制の施行に伴い日向地区の町村として細島町、富高村、岩脇村、美々津村が発足。明治 31 年、美々津村は美々津町に、また大正 10 年に富高が町制施行。昭和 12 年に富高町と細島町が合併し富島町が発足しました。

天然の良港・細島港は昭和 24 年に貿易港の指定を受け、昭和 26 年に重要港湾の指定を受け、翌年から宮崎県の海の玄関としての態勢を整えるため細島臨海工業地帯の造成に着手しました。昭和 26 年 4 月、富島町と岩脇村の合併により日向市が誕生し、昭和 30 年に美々津町を編入、人口 4 万人、面積 117K ㎡の市となりました。

また、豊富な電力や工業用水、広大な臨海工業用地という立地条件に恵まれた本市は、昭和 39 年に隣接の 1 市 5 町 1 村とともに新産業都市の指定を受け、宮崎県における産業開発の拠点として、人口 6 万人の都市に発展し、平成 6 年「宮崎県北地方拠点都市地域」の指定を受けました。本市、中心市街地を”生活文化交流拠点”として位置づけ、平成 13 年に市制施行 50 周年を迎えました。

平成 18 年 2 月、地域特性を活かした新たなまちづくりを目指して、豊かな森林資源を有する若山牧水の生誕地、東郷町と合併し、人口 6 万 4 千人、面積 336K ㎡の新しい日向市となり、さらなる発展に向けて取り組みを進めています。

(1) 人口 57,884 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

(2) 予算の概要 (当初予算額)

(単位：千円)

款	項	目	節	科目(細節)	令和 5 年度	令和 4 年度	比較
				一般会計予算総額	31,900,000	29,890,000	2,010,000
10				教育費	2,495,073	1,883,891	611,182
	5			社会教育費	475,849	433,666	42,183
		3		図書館費(合計)	65,433	50,394	15,039
			1	報酬	22,648	18,945	3,703
			3	職員手当等	4,507	3,770	737
			4	共済費	4,900	3,800	1,100
			7	報償費	13	13	0
			8	旅費	652	550	102
			10	需用費	7,566	5,312	2,254
			11	役務費	1,374	1,346	28
			12	委託料	8,639	2,785	5,854
			13	使用料及び賃借料	5,563	4,224	1,339
			14	工事請負費	0	0	0
			17	備品購入費	9,511	9,595	△ 84
			18	負担金、補助及び交付金	46	41	5
			26	公課費	14	13	1

2 統計

(1) 日向市立図書館本館、公民館図書室等の利用状況等

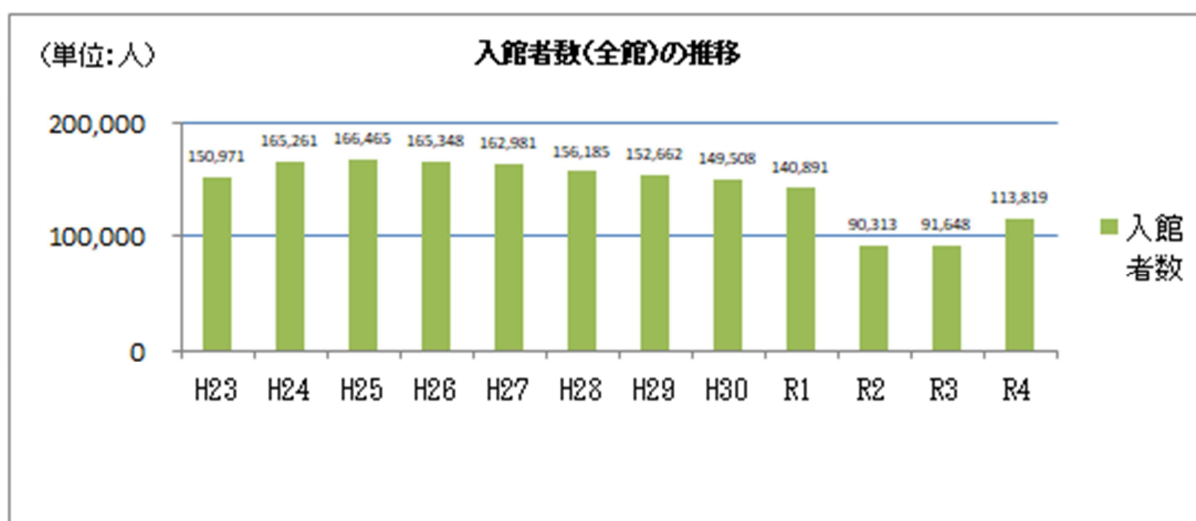
(単位：人、日、冊)

年度	区分	本館	巡回貸出	日知屋(公)	南日向(公)	美々津(公)	細島(公)	大王谷(公)	東郷(公)	全館	本館開館日数	新規登録
H25	入館者数	161,184	3,461	251	116	158	355	109	831	166,465	290	1,079
	利用者数	44,922	3,461	251	116	158	355	109	831	50,203		
	貸出冊数	248,720	12,634	663	256	345	1,009	467	3,578	267,672		
	蔵書数	151,351	3,985	2,493	1,879	2,793	2,711	3,604	20,132	188,948		
H26	入館者数	159,859	3,388	166	125	263	531	170	846	165,348	294	1,069
	利用者数	44,512	3,388	166	125	263	531	170	846	50,001		
	貸出冊数	247,056	12,174	472	353	647	1,668	630	3,598	266,598		
	蔵書数	155,920	4,069	2,564	1,874	2,773	2,698	3,303	19,849	193,050		
H27	入館者数	157,513	3,304	220	96	201	453	286	908	162,981	293	1,064
	利用者数	44,097	3,304	220	96	201	453	286	908	49,565		
	貸出冊数	243,222	11,932	549	206	501	1,508	805	3,888	262,611		
	蔵書数	158,880	4,003	2,581	1,945	2,813	2,773	3,419	20,021	196,435		
H28	入館者数	150,308	3,717	195	62	184	516	261	942	156,185	285	1,026
	利用者数	44,056	3,717	195	62	184	516	261	942	49,933		
	貸出冊数	237,757	11,894	580	137	517	1,115	658	3,690	256,348		
	蔵書数	144,984	4,036	2,559	1,885	2,916	2,819	3,455	19,794	182,448		
H29	入館者数	146,650	3,807	150	77	107	950	189	732	152,662	288	990
	利用者数	44,087	3,807	150	77	107	950	189	732	50,099		
	貸出冊数	236,225	11,692	470	103	375	1,711	496	2,346	253,418		
	蔵書数	149,180	4,119	2,613	1,948	2,972	2,905	3,585	20,094	187,416		
H30	入館者数	143,013	3,898	154	95	110	1,247	154	837	149,508	290	896
	利用者数	43,284	3,898	154	95	110	1,247	154	837	49,779		
	貸出冊数	229,463	11,038	345	179	350	2,181	437	2,494	246,487		
	蔵書数	152,525	4,152	2,683	2,006	3,059	2,913	3,716	20,439	191,493		
R 1	入館者数	136,198	1,953	102	78	123	1,597	112	728	140,891	284	817
	利用者数	41,254	1,953	102	78	123	1,597	112	728	45,947		
	貸出冊数	214,857	5,491	243	171	410	3,188	404	2,279	227,043		
	蔵書数	155,262	4,138	2,680	1,996	3,039	2,944	3,696	20,413	194,168		
R 2	入館者数	87,957	0	98	72	78	1,552	50	506	90,313	240	623
	利用者数	30,110	0	98	72	78	1,552	50	506	32,466		
	貸出冊数	175,731	0	193	194	293	3,351	178	1,730	181,670		
	蔵書数	157,819	3,755	2,613	1,956	2,679	3,021	3,584	20,268	195,695		
R 3	入館者数	89,685	0	96	95	79	1,180	106	407	91,648	232	612
	利用者数	28,219	0	96	95	79	1,180	106	407	30,182		
	貸出冊数	164,232	0	195	203	214	2,429	1,157	1,383	169,813		
	蔵書数	152,786	3,619	2,751	1,879	2,713	2,810	3,643	19,274	189,475		
R 4	入館者数	111,649	91	156	139	89	1,136	39	520	113,819	291	747
	利用者数	33,487	91	156	139	89	1,136	39	520	35,657		
	貸出冊数	183,693	403	329	253	270	2,705	163	1,971	189,787		
	蔵書数	153,531	2,511	2,811	1,835	2,679	2,786	3,556	18,425	188,134		
対前年度 比較増減	入館者数	21,964	91	60	44	10	△ 44	△ 67	113	22,171	59	135
	利用者数	5,268	91	60	44	10	△ 44	△ 67	113	5,475		
	貸出冊数	19,461	403	134	50	56	276	△ 994	588	19,974		
	蔵書数	745	△ 1,108	60	△ 44	△ 34	△ 24	△ 87	△ 849	△ 1,341		
対前年度 増減割合 (%)	入館者数	124.5	—	162.5	146.3	112.7	96.3	36.8	127.8	124.2	125.4	122.1
	利用者数	111.2	—	159.2	193.1	114.1	73.2	78.0	102.8	109.8		
	貸出冊数	104.5	—	170.5	130.4	92.2	80.7	91.6	113.9	104.5		
	蔵書数	97.3	66.9	107.6	93.8	100.0	92.2	99.2	90.9	96.1		

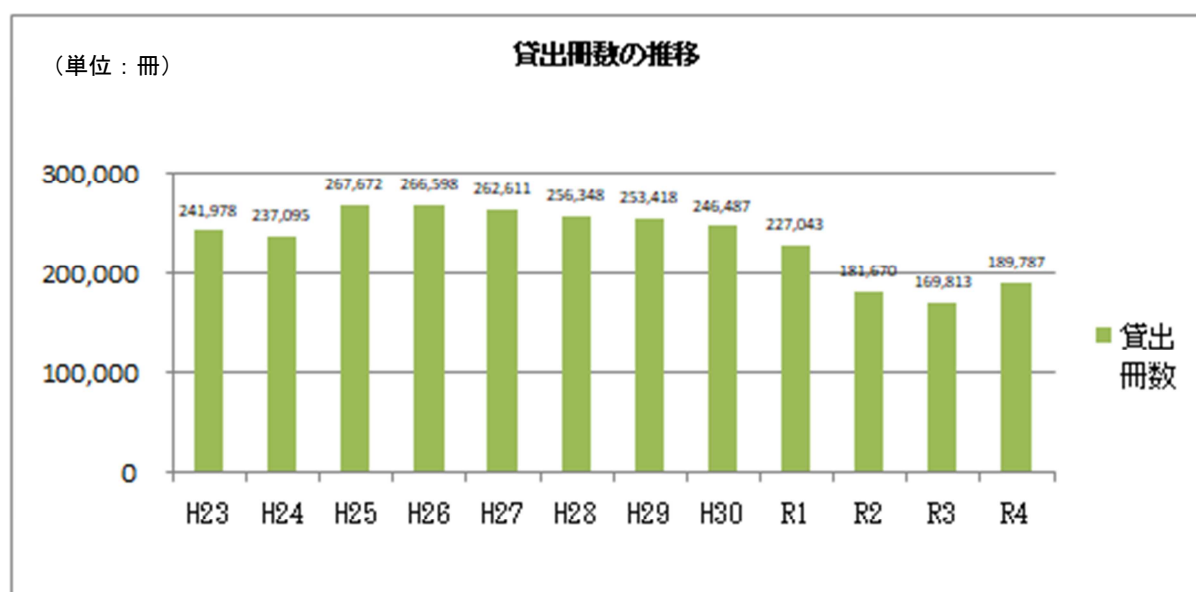
※ 巡回貸出及び地区公民館図書室(日知屋から東郷まで6館)の入館者数は利用者数を計上している。

※ 各数値は、日向市視聴覚ライブラリー教材、機器類を除く。

【グラフ1 入館者数の推移】



【グラフ2 貸出冊数の推移】



(2) 日向市立図書館（本館）の入館用状況

①本館の月別入館者数の推移

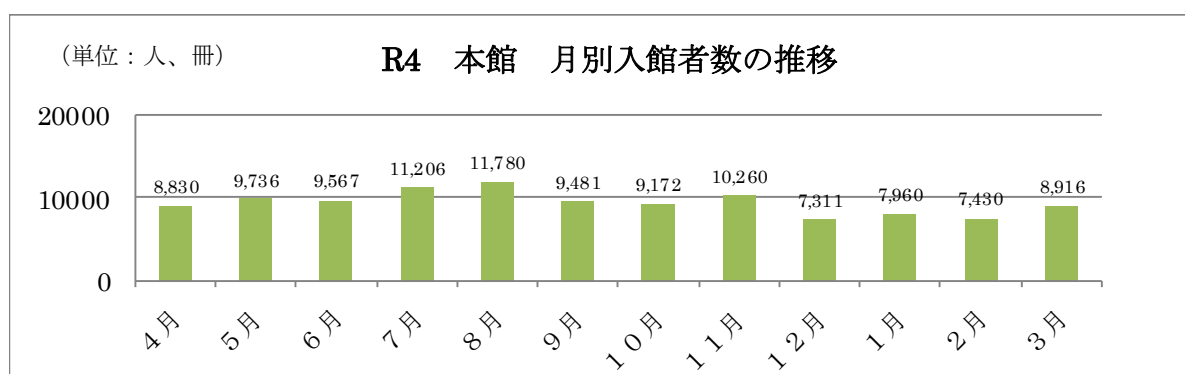
(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29	11,837	13,092	9,794	16,053	17,446	12,566	12,607	11,557	8,966	10,552	10,333	11,847	146,650
H30	11,449	13,207	10,485	14,090	16,858	11,433	11,895	11,768	9,360	10,181	10,468	11,819	143,013
R1	11,283	12,212	9,571	14,089	15,465	11,791	12,543	11,871	9,092	9,946	10,919	7,416	136,198
R2	8,420	5,327	8,830	8,376	381	9,118	9,611	9,769	7,869	4,047	6,977	9,232	87,957
R3	3,195	8,946	10,301	12,096	5,631	0	11,238	9,287	7,244	6,422	6,638	8,687	89,685
R4	8,830	9,736	9,567	11,206	11,780	9,481	9,172	10,260	7,311	7,960	7,430	8,916	111,649
対前年度 比較増減	5,635	790	△ 734	△ 890	6,149	9,481	△ 2,066	973	67	1,538	792	229	21,964
増減率%	176.4	8.8	△ 7.1	△ 7.4	109.2	#DIV/0!	△ 18.4	10.5	0.9	23.9	11.9	2.6	24.5

②月別入館者数(本館)

(単位：人、日、%)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数	8,830	9,736	9,567	11,206	11,780	9,481	9,172	10,260	7,311	7,960	7,430	8,916	111,649
開館日数	25	25	25	26	26	24	25	25	22	23	19	26	291
1日当たり 入館者数	353	389	383	431	453	395	367	410	332	346	391	343	384
月別 入館者率	8%	9%	9%	10%	11%	8%	8%	9%	7%	7%	6%	8%	99%
貸出冊数	13,602	19,487	14,203	17,989	16,835	17,081	13,580	18,203	14,265	12,894	11,721	13,833	183,693
利用者数	2,638	2,972	2,830	3,215	3,124	2,860	2,681	2,913	2,423	2,662	2,355	2,814	33,487



(3) 図書館利用カード登録状況

(単位：人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
個人登録	41,062	42,131	43,195	44,221	45,211	46,107	46,924	47,547	48,159	48,906
一 般	35,250	36,630	37,915	39,101	40,249	41,470	42,591	43,588	44,586	45,657
児 童	5,812	5,501	5,280	5,120	4,962	4,637	4,333	3,959	3,573	3,249
対前年度増減	3,938	1,069	1,064	1,026	990	896	817	623	612	747
登録率(%)個人登録／人口×100	66.4	68.5	70.3	72.3	74.6	76.8	78.7	80.6	82.4	84.5
団体登録	584	600	630	671	679	689	704	725	730	738

※個人登録中、15歳以下を「児童」としています。

(4) 実利用人数（図書館を利用した実人数）

(単位：人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
個人	6,920	6,639	6,606	6,346	6,133	5,875	5,363	3,989	3,819	3,877
一 般	4,936	4,619	4,588	4,304	4,222	4,153	3,918	3,122	2,976	3,152
児 童	1,984	2,020	2,018	2,042	1,911	1,722	1,445	867	843	725
団体	306	304	308	311	299	290	293	326	306	323
合計	7,226	6,943	6,914	6,657	6,432	6,165	5,656	4,315	4,125	4,200
対前年度増減	△ 1,080	△ 283	△ 29	△ 257	△ 225	△ 267	△ 509	△ 1,341	△ 190	75

(5) 蔵書冊数の推移

(単位：冊)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般図書	120,022	122,910	124,906	108,053	110,731	113,119	114,719	114,473	112,033	110,559
児童図書	55,319	56,715	57,780	59,777	61,255	62,523	63,393	65,069	62,204	62,107
郷土資料	6,068	6,336	6,654	7,372	7,545	7,781	8,046	8,181	8,310	8,448
雑 誌	5,541	5,070	5,177	5,381	5,873	6,029	5,946	5,896	4,838	4,887
A V	1,998	2,019	1,918	1,865	2,012	2,041	2,064	2,076	2,090	2,133
計	188,948	193,050	196,435	182,448	187,416	191,493	194,168	195,695	189,475	188,134

(6) 分類別蔵書数

(単位：冊)

区 分		一般図書	児童図書
0	総 記	3,089	931
1	哲 学	3,077	733
2	歴 史・地 理	8,534	2,534
3	社 会 科 学	13,227	3,385
4	自 然 科 学	7,680	5,829
5	工 業	8,970	2,114
6	産 業	3,638	1,525
7	芸術・スポーツ	9,038	3,046
8	言 語	1,760	1,320
9	文 学	50,850	16,802
L	大 活 字 本	696	
E	絵 本		22,836
P	か み し ば い		1,052
	そ の 他		
計		110,559	62,107

H	郷 土 資 料
8,448	

M	雑 誌
4,887	

A V		
MT	カセットブック	454
CD	CD	252
DVD	DVD	596
LD	LD	
VT	ビデオ	732
	その他	99
計		2,133

合 計	188,134
-----	---------

(7) 図書受入状況

(単位：冊)

区 分	H25		H26		H27		H28		H29	
	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他
一般図書	3,921	605	4,235	261	3,736	113	4,146	331	3,981	367
児童図書	1,317	341	1,364	68	1,153	97	1,117	84	1,365	156
郷土資料	59	236	61	178	35	199	54	288	31	148
雑 誌	1,681	15	1,685	17	1,659	34	1,594	90	1,581	81
A V	84	20	31	14	15	35	29	22	9	15
計	7,062	1,217	7,376	538	6,598	478	6,940	815	6,967	767
	8,279		7,914		7,076		7,755		7,734	

区 分	H30		R1		R2		R3		R4	
	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他	購入	寄贈・他
一般図書	3,709	314	3,609	182	3,778	182	3,798	175	3,786	175
児童図書	1,385	130	1,333	90	4,684	167	2,738	44	1,935	138
郷土資料	43	196	38	215	27	237	27	221	11	216
雑 誌	1,589	72	1,550	77	1,537	60	1,497	54	1,387	84
A V	8	25	7	16	6	13	6	10	24	18
計	6,734	737	6,537	580	10,032	659	8,066	504	7,143	631
	7,471		7,117		10,691		8,570		7,774	

(8) 貸出冊数の推移

(単位：冊)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般図書	117,383	121,277	114,470	110,779	107,665	107,094	103,810	87,732	75,172	83,039
児童図書	131,247	127,172	130,379	127,838	127,880	121,250	106,389	80,345	82,896	94,828
郷土資料・その他	547	642	738	236	238	237	161	180	193	171
雑 誌	16,571	15,658	15,562	15,658	16,065	16,595	15,599	12,547	11,032	10,945
A V	1,924	1,849	1,462	1,837	1,570	1,311	1,084	866	520	804
計	267,672	266,598	262,611	256,348	253,418	246,487	227,043	181,670	169,813	189,787
団体貸出	34,906	36,956	37,233	38,418	37,877	37,000	28,050	31,394	32,604	33,706
巡回貸出	12,636	12,174	11,932	11,887	11,692	11,038	5,491	0	0	403

(9) 分類別貸出冊数

(単位：冊)

区 分		一般図書		児童図書		計	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
0	総 記	1,161	1.2	1,154	1.2	2,315	1.2
1	哲 学	3,415	3.6	1,309	1.4	4,724	2.5
2	歴 史・地 理	3,943	4.2	3,021	3.2	6,964	3.7
3	社 会 科 学	5,036	5.3	2,752	2.9	7,788	4.1
4	自 然 科 学	4,865	5.1	7,979	8.4	12,844	6.8
5	工 業	10,597	11.2	3,345	3.5	13,942	7.3
6	産 業	2,983	3.1	1,499	1.6	4,482	2.4
7	芸術・スポーツ	6,480	6.8	4,900	5.2	11,380	6.0
8	言 語	907	1.0	1,447	1.5	2,354	1.2
9	文 学	42,608	44.9	19,710	20.8	62,318	32.8
L	大 活 字 本	943	1.0	0	0.0	943	0.5
E	絵 本		0.0	45,916	48.4	45,916	24.2
P	か み し ば い		0.0	1,894	2.0	1,894	1.0
	小 計	82,938	87.4	94,926	100	177,864	93.72
H	郷 土 資 料	172	0.2			172	0.1
M	雑 誌	10,947	11.5			10,947	5.8
MT	カセットブック	7	0.0			7	0.0
CD	C D	125	0.1			125	0.1
DVD	D V D	669	0.7			669	0.4
LD	L D		0.0			0	0.0
VT	ビ デ オ	0	0.0			0	0.0
	そ の 他	3	0.0	0	0.00	3	0.0
	計	94,861	100.0	94,926	100	189,787	100

(10) 予約・リクエスト件数

(単位：件)

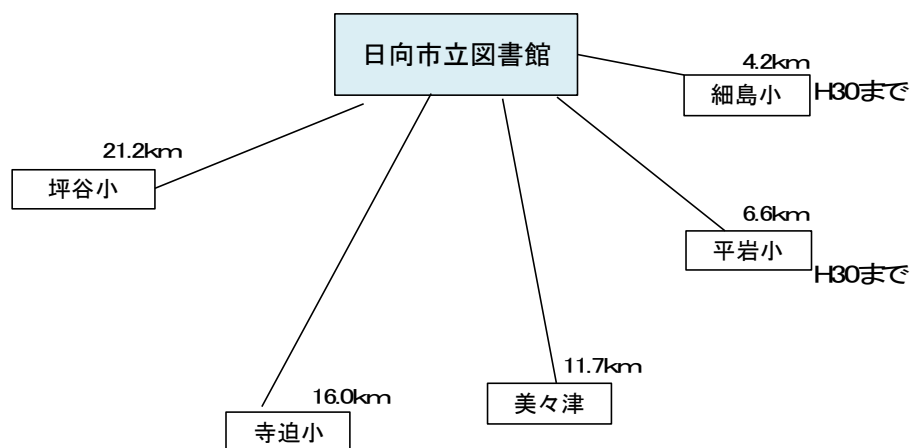
区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
予 約	10,275	10,665	9,896	10,999	13,366	13,074	13,130	12,810	11,277	12,873
うち 窓口経由	9,291	9,773	9,017	10,059	12,517	12,046	12,112	11,576	9,898	11,258
うちインター ネット経由	984	892	879	940	849	1,028	1,018	1,234	1,379	1,615
インターネット での予約の割合	9.6%	8.4%	8.9%	8.5%	6.4%	7.9%	7.8%	9.6%	12.2%	12.5%
リクエスト	971	1,027	1,117	1,185	1,227	1,453	1,464	1,216	908	1,111
うち達成件数	－	966	1,019	1,037	1,125	1,319	1,363	1,097	853	982
達成率	88%	94.1%	91.2%	87.5%	91.7%	90.8%	93.1%	90.2%	93.9%	88.4%
予約・リクエスト 合計	11,246	11,692	11,013	12,184	14,593	14,527	14,594	14,026	12,185	13,984

(11) 「巡回図書」貸出冊数

(単位：冊、人)

区 分	R3			R4		
	生徒数(人)	貸出冊数	1人当貸出冊数	生徒数(人)	貸出冊数	1人当貸出冊数
細 島 小						
平 岩 小 中						
美 々 津 小				52	110	2.1
寺 迫 小				71	143	2.0
坪 谷 小				19	131	6.9
計				142	384	2.7

○貸出文庫巡回路線図



(12) 団体（学校等）への貸出状況

○保育園・幼稚園

No.	学校等名	貸出冊数
1	上町保育所	325
2	岩脇保育園	325
3	財光寺保育園	325
4	高松保育園	325
5	美々津保育園	325
6	ひよこ保育園	325
7	富高保育園	325
8	長江保育園	325
9	大王谷保育園	325
10	往還保育園	325
11	比良保育園	325
12	日知屋保育園	325
13	はらぺこあおむし保育園	175
14	富高幼稚園	325
15	伊勢ヶ浜保育園	325
16	やまげほいくえん	325
17	日向保育園	325
18	カトリック幼稚園	325
19	日知屋東幼稚園	325
20	寺迫幼稚園	325
21	日向南こども園	325
22	のぞみ保育園	175
23	こだまFA保育園	150
24	市役所1階キッズコーナー	120
計		7,120

○小学校・中学校等

(単位：冊)

No.	学校等名	貸出冊数
1	富高小学校	1,440
2	日知屋小学校	720
3	財光寺小学校	1,620
4	細島小学校	630
5	塩見小学校	630
6	平岩小学校	630
7	大王谷学園(初等部)	1,890
8	日知屋東小学校	1,800
9	財光寺南小学校	1,530
10	東郷学園(小学校)	630
11	富島中学校	1,260
12	岩脇中学校	360
13	日向中学校	600
14	大王谷学園(中等部)	990
15	東郷学園(中学校)	360
16	若竹(小学部)	90
17	若竹(中学部)	90
18	坪谷小学校	270
19	寺迫小学校	630
20	美々津小学校	630
21	財光寺中学校	0
22	美々津中学校	0
計		16,800

合計		23,920
----	--	--------

(13)「おはなし会」実施状況

(単位：回)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
定例おはなし会	139	138	140	130	144	139	121	9	20	35
定期おはなし会	105	92	82	77	70	54	57	0	12	24
臨時おはなし会	26	16	32	49	36	30	7	1	9	7
図書館行事	3	1	0	3	3	3	—	1	3	3
合 計	273	247	254	259	253	226	185	11	44	69
参加者数	10,446人	9,358人	9,944人	9,175人	9,276人	7,215人	5,420人	96人	1,187人	1,384人

○定期おはなし会実施団体及び実施回数

No.	定期おはなし会実施先	実施回数	備考
1	大王谷保育園	1回	
2	富高保育園	—	
3	長江保育園	—	
4	上町保育所	—	
5	塩見保育園	—	
6	比良保育園	1回	
7	やまげほいくえん	1回	
8	財光寺保育園	—	
9	正念寺保育園	—	
10	寺迫幼稚園	1回	
11	なないろ保育園	—	
12	高松保育園	5回	
13	はらぺこあおむし保育園	3回	
14	富高幼稚園	2回	
15	岩脇保育園	4回	
16	日知屋東幼稚園	2回	
17	日向南こども園	—	
18	日向こども園	1回	
19	伊勢ヶ浜保育園	—	
20	細島保育所	—	
21	日知屋保育園	—	
22	おくらがはまこども園	1回	
23	中原乳児保育園	1回	
24	こだまFA保育園	1回	
	合 計	24回	

3 条例等関係例規

○日向市立図書館条例

(昭和 35 年 6 月 18 日 条例第 7 号)

最近改正 平成 24 年 2 月 17 日条例第 6 号

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき本市に図書館を設置する。

第 2 条 前条により設置する図書館は、日向市立図書館(以下「図書館」という。)と称し、日向市春原町 1 丁目 47 番地に置く。

第 3 条 図書館は、法の精神に基づきその健全な発達を図り、もって市民の教育及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 図書館は、教育委員会でこれを管理し、その経費は市費補助金及び寄附金をもつてこれに充てる。

第 5 条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

第 6 条 図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館奉仕につき館長に対し意見を述べる機関とする。

第 7 条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第 8 条 図書館協議会の委員は、20 人以内とする。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会で定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市立図書館条例(昭和 31 年条例第 8 号)は、廃止する。

附 則(昭和 52 年 9 月 30 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 9 月 20 日条例第 16 号)

この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 1 日条例第 18 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 17 日条例第 6 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○日向市立図書館規則

(令和 3 年 3 月 29 日 教育委員会規則第 4 号)

日向市図書館規則(昭和 52 年日向市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、日向市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 図書館に図書館係を置く。

2 係に係長、主査、主任主事、主事、司書、その他の職員を置くことができる。

3 前項に掲げるほか、図書館に館長補佐及び副主幹を置くことができる。

(職務)

第 3 条 館長は、事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長補佐は、上司の命を受けて館長を補佐する。

- 3 副主幹は、上司の命を受けて高度な専門的業務又は特定の事務に従事する。
- 4 係長は、上司の命を受けて係の事務を統括する。
- 5 主査は、上司の命を受けて専門的業務に従事する。
- 6 主任主事は、上司の命を受けて高度な知識及び経験を必要とする担任事務に従事する。
- 7 主事、その他の職員は、上司の命を受けて館務に従事する。

(事務処理等)

第4条 図書館の事務処理、職員の服務等については、教育委員会事務局における取扱いの例による。

(事務分掌)

第5条 図書館の事務分掌は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する事項のほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (2) 図書館の手数料の徴収に関すること。
- (3) 読書普及事業の企画立案、執行に関すること。
- (4) 読書団体の育成に関すること。
- (5) 図書館ボランティアに関すること。
- (6) 貸出文庫の利用に関すること。
- (7) 図書館協議会に関すること。
- (8) 広報及び関係機関との連絡等に関すること。
- (9) 統計調査に関すること。
- (10) 図書館電子計算組織の運営管理に関すること。
- (11) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (12) 図書館の庶務に関すること。
- (13) 視聴覚教育の振興及び研究指導に関すること。
- (14) その他図書館の管理運営に関すること。

(図書館協議会)

第6条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は2年とする。
- 3 委員長は会議を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長がともに欠けたとき又は選任されていないときは、最年長者が、委員長の職務を代理する。
- 6 会議は、委員長が招集する。
- 7 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が5月5日又は11月3日であるときは、開館する。
- (2) 12月28日から翌年1月3日までの日
- (3) 館内整理日(1月を除く毎月の初日)
- (4) 特別図書整理期間(1年につき10日を超えない範囲内で教育委員会が定める期間)
- 2 前項の規定にかかわらず教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。この場合は、その都度掲示するものとする。

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す者又はそのおそれがあると認められる者

(2) その他図書館の管理運営上支障があると認められる者

(図書館資料の館内利用)

第10条 図書館資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

2 郷土資料その他教育委員会が指定する資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得なければならない。

3 前項の資料を利用することについて、教育委員会が不適当と認めるときは、閲覧を禁じ、又は制限することができる。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の写しの作成は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、図書館が所有する図書館資料を用いて、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書館資料の写しの作成を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第1号)を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

(図書館資料の複写の制限)

第12条 次の各号に掲げる図書館資料は複写することができない。

(1) 寄託資料で寄託者が複写を禁止したもの。

(2) 技術的に複写が困難な図書館資料

(3) 複写することによって損傷するおそれのある図書館資料

(4) その他教育委員会が複写することを不適当と認めた図書館資料

(複写物の利用上の責任)

第13条 複写物の利用による著作権に関する法律上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

(貸出)

第14条 図書館資料の貸出は、個人貸出及び団体貸出とする。

2 個人貸出を利用できる者は、教育委員会が適当と認める者とする。

3 団体貸出ができる団体は、市内の地域団体、社会教育関係団体その他の団体で、教育委員会が適当と認めるものとする。

(図書館利用カード)

第15条 図書館資料を利用しようとするもの(以下「利用者」という。)は、個人利用申込書(様式第2号)又は団体利用申込書(様式第3号)に必要事項を記載のうえ、身分証明書その他これに類するものを提示し、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)(様式第4号)の交付を受けなければならない。

2 利用者は、前項の利用申込書の記載事項に変更が生じたとき又は利用カードを紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 利用カードは、他に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 教育委員会は、利用者が虚偽の申込を行い、又は前項の規定に違反するなど不正な行為をしたときは、利用カードの使用を取り消すことができる。

(利用カードの有効期限及び更新)

第16条 利用カードの有効期限は、交付の日から5年後の同日の属する月までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、別に有効期限を指定することができる。

2 利用者は、前項に規定する有効期限を更新するときは、身分証明書その他これに類するものを提示しなければならない。

(貸出の手続)

第17条 利用者は、図書館資料の貸出を受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。

(転貸の禁止)

第18条 利用者は、貸出を受けた図書館資料を転貸してはならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第19条 図書館資料の貸出冊数は、利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は貸出の日から15日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、団体への図書の貸出冊数は、1団体につき100冊までとし、期間は2月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(貸出制限)

第20条 貴重資料、視聴覚資料その他の教育委員会が指定した図書館資料の貸出は行わないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(貸出の停止)

第21条 図書館資料の貸出を受けたものが、貸出期間経過後、なお図書館資料を返却しないときは、教育委員会は図書館資料の貸出を停止することができる。

(損傷及び亡失等の届出)

第22条 図書館資料を損傷し、又は亡失したものは、速やかに図書館資料損傷(亡失)届書(様式第5号)により、教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けた場合は、届出内容及び損傷又は亡失(以下「損傷等」という。)内容を審査し、損傷等の確認ができたときは、損傷等に係る修理、保証等の額を確定し、図書館資料弁償通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(寄贈及び寄託)

第23条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈又は寄託をしようとする者(以下「寄贈者等」という。)は、図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第7号)により申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の寄贈又は寄託を受けることを決定した場合は、当該寄贈者等に図書館資料受領(預り)書(様式第8号)を交付し、当該寄贈又は寄託に係る図書館資料を受領するものとする。

4 図書館資料の寄贈及び寄託に要する費用は、原則として寄託者等の負担とする。

(寄託を受けた図書館資料の取扱い)

第24条 寄託を受けた図書館資料(以下「寄託資料」という。)の管理については、図書館の所有する図書館資料に準じて行うが、館外利用は禁止するものとする。

2 寄託資料は、寄託者の要請又は図書館の都合により返却することができる。

(寄託資料の賠償責任)

第25条 寄託資料が天災その他不可抗力により滅失し、又は損傷したときは、市は、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年1月10日から施行する。

附 則(平成11年12月21日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年1月30日教委規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月27日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第1項の規定は、この規則の施行の日以降に図書館利用カードの交付を受けた者(以下この項において「利用者」という。)について適用し、同日前に交付を受けた利用者

については、令和3年9月30日まで有効とする。

○日向市立図書館資料収集規程

(平成10年2月24日 教育委員会規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)及び日向市立図書館条例(昭和35年日向市条例第7号)の精神に基づき、日向市立図書館(以下「図書館」という。)の資料収集に関し必要な事項を定め、その健全な運営を図り、市民の生涯学習と文化の向上に寄与することを目的とする。

(収集方針)

第2条 図書館は「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会1979年改訂)の理念を考慮した次の各号に定める方針に基づき資料の収集を行う。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人、組織、団体などからの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (5) 寄贈資料の受入に当たっても同様である。
- (6) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集基準)

第3条 図書館は、法第3条の1及び日向市立図書館規則(平成8年日向市教育委員会規則第5号)を考慮し、利用者のニーズに答えることを最大の目標として図書館資料を収集する。

- (1) 地域住民の日常生活に役立ち、貸出を中心としたサービスを行うための教養、趣味、レクリエーションなどの一般図書を中心に収集する。
- (2) 児童・青少年図書を充実する。
- (3) 各市町村の地方行政・郷土資料を収集する。
- (4) 日常的課題にこたえる参考図書を収集する。

(選書会議)

第4条 収集資料の決定に当たっては、図書館職員及び各公立公民館等の代表者からなる選書会議を開くものとする。

2 選書会議は必要に応じ図書館長が招集する。

附 則

この規程は、平成10年3月1日から施行する。

○日向市視聴覚ライブラリー条例

(昭和 53 年 12 月 22 日 条例第 31 号)

改正 平成 12 年 3 月 1 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日向市視聴覚ライブラリー	日向市春原町 1 丁目 47 番地

(事業)

第 3 条 日向市視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚機材及び教材の整備・充実に関すること。
- (2) 視聴覚機材及び教材の貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚教育の講習会及び研修会等の開催に関すること。
- (4) その他視聴覚教育に関すること。

(職員)

第 4 条 視聴覚ライブラリーに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 1 日 条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○日向市視聴覚ライブラリー条例施行規則

(昭和 54 年 4 月 11 日 教育委員会規則第 3 号)

最近改正 平成 28 年 3 月 31 日 教委規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、日向市視聴覚ライブラリー条例(昭和 53 年 条例第 31 号)第 5 条の規定に基づき、日向市視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)の組織運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 ライブラリーに次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 副主幹
- (4) 係長
- (5) 主査
- (6) 主任主事
- (7) 主事
- (8) その他の職員

2 前項の職員は、日向市教育委員会(以下「委員会」という。)事務局職員のうちから委員会が任命する。

(職員の職務)

第 2 条 館長はライブラリーの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代理する。

(教材教具)

第4条 この規則により貸出しを行う教材教具の種類、数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、当該貸出期間又は数量を変更することができる。

種類	数量	貸出期間	備考
16 ミリ映写機	1 台	7 日以内	附属機器を含む。
ビデオプロジェクター	1 台		
スライド映写機	1 台		
OHP	1 台		
16 ミリ映画フィルム	3 本		
ビデオテープ	3 本		

(貸出しの範囲及び条件)

第5条 ライブラリーの教材教具は、日向市内に所在地を有する学校、幼稚園、官公署、公民館及び社会教育関係団体並びに美郷町、諸塚村、椎葉村、門川町その他館長が適当と認めた者(以下「利用者」という。)が教育上の目的で使用する場合に限り貸出しを行う。

2 利用者は貸出しをうけた教材教具を使用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 興業的営利を目的として料金を徴収すること。
- (2) 特定の政党、宗教の活動宣伝に利用すること。
- (3) 公共の秩序をみだすおそれのある行為をすること。

(使用申請書及び借用書の提出)

第6条 ライブラリーの教材教具を利用しようとするときはそのつど利用申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 利用者は、教材教具の貸出しをうけたときは、前項の借用申請書に押印しなければならない。

(映画フィルムの使用条件)

第7条 ライブラリーの教材教具のうち映画フィルムを使用する利用者は視聴覚教育を所管する公的機関が発行する16ミリ映写機操作技術免許証を所持していなければならない。

2 16ミリ映画フィルムを使用する場合には、宮崎県教育委員会が行う検査に合格し、かつその検査証の交付をうけた映写機で上映させなければならない。

(返還及び利用報告)

第8条 利用者は借用した教材教具は定めた日までに必ず返還し、返還と同時に利用報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

(経費)

第9条 教材教具の使用は、無料とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は教材教具を紛失又は著しく損傷した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日教委規則第5号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日教委規則第7号)

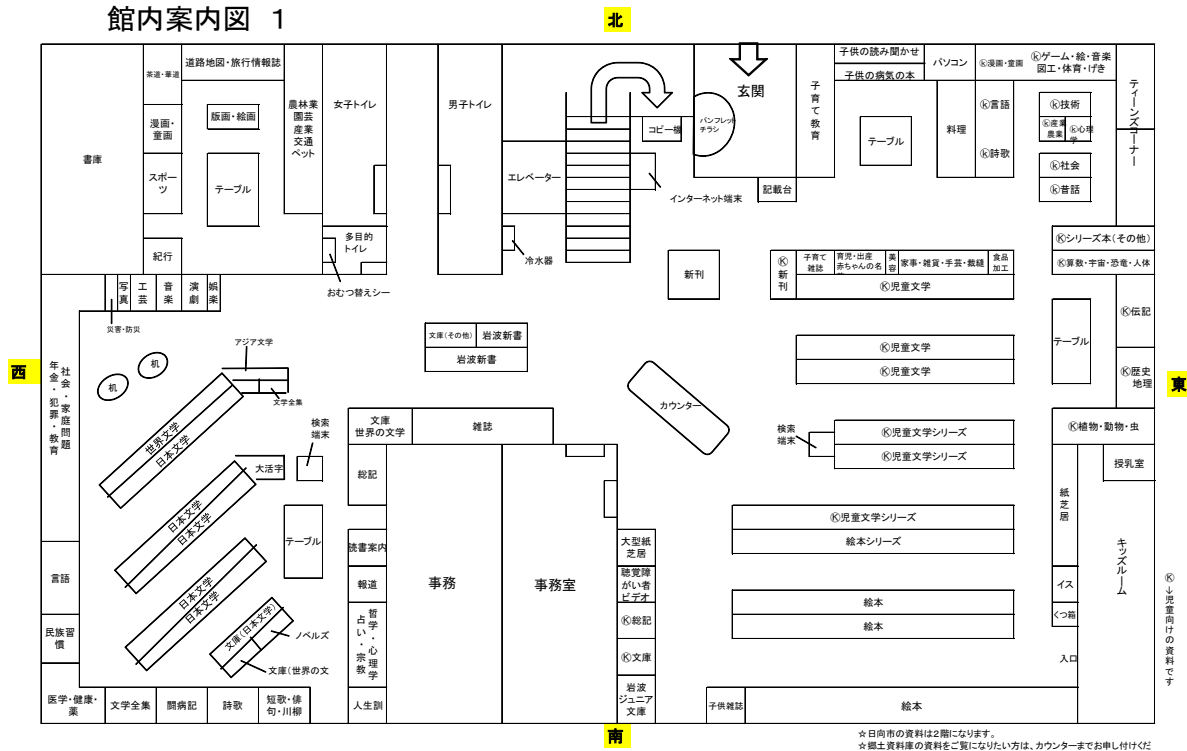
この規則中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同年2月25日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教委規則第3号)

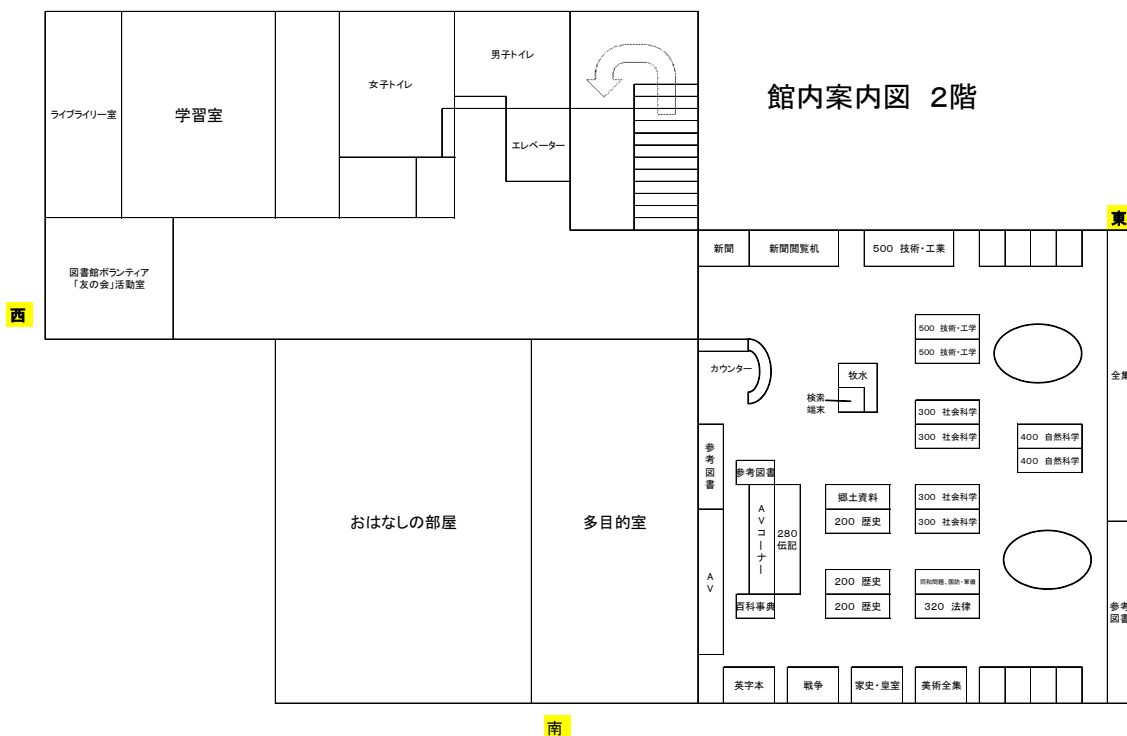
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4 施設概要

館内案内図 1



館内案内図 2階



所 在 地	日向市春原町1丁目47番地
敷 地 面 積	3501.93㎡

【本館】

建 築 面 積	540.12㎡
1 階床面積	516.52㎡
2 階床面積	392.00㎡
延 床 面 積	908.52㎡
構 造	鉄筋コンクリート2階建
事 業 費	4億200万円 (うち本体事業費 1億7,500万円) ふるさとづくり事業(地域総合整備事業債)

【郷土資料庫】

延 床 面 積	86.54㎡
構 造	鉄骨プレハブ造平家建

【書庫】

延 床 面 積	180.50㎡
構 造	鉄骨造鉄板葺2階建

R3.4一部修正

5 図書館利用案内

開館時間	火曜～金曜日 土曜、日曜、国民の祝日		午前9時～午後6時30分 午前9時～午後5時
休館日	・毎月1日 ・毎週月曜日（ただし、「こどもの日」、「文化の日」は開館） ・年末年始 12月28日～1月3日 ・特別図書整理期間 10日以内		
貸出利用できる人	個人	どなたでも貸出利用できます。（市内居住・通勤・通学者以外は、リクエスト等一部制限があります。）	
	団体	日向市内の各種団体や事業所、学校及び読書会等	
図書館利用カードの作成	申込用紙に記入しカウンターへ提出し、図書館利用カードの交付を受けてください。		
館外貸出	個人	本、雑誌、紙芝居、ビデオ、CD、DVD 10冊以内、15日間	
	団体	本、雑誌、紙芝居 100冊以内、2か月以内 大型絵本 3冊以内、8日以内	
返却	開館時はカウンターへ、閉館時は返却ポストへ返却してください。直接本棚に返さないでください。 ビデオ、CD、DVDはカウンターへ返却してください。		
予約	貸出中の本、AV資料、雑誌は窓口やインターネットで予約できます。申込用紙をカウンターへお出しください。電話での予約・取り置きは受け付けできません。		
リクエスト	読みたい本が図書館にない場合はリクエストできます。申込用紙をカウンターへお出しください。（市内居住・通勤・通学者のみ）		
コピーサービス	図書館の資料に限り、著作権法の範囲内で複写できます。（白黒20円／枚、カラー100円／枚）		
レファレンス	地域の歴史、図書、読書等の利用者の課題に図書館資料を使って解決のお手伝いをします。お気軽にお尋ねください。		
インターネット	利用者の調べ学習の充実を図るため、図書館内にインターネットにアクセスできるパソコンを設置しています。1回30分利用できます。申込用紙をカウンターへお出しください。		
学習室	勉強するときは学習室をご利用ください。座席数22席。 夏休み等は多目的室を臨時学習室として開放。12席。 使用前に受付簿にご記入ください。利用札を配布します。		
その他	パソコン（タブレット型含む）を持込んで学習するときは、2階の学習室をご利用ください。電源は各自ご準備ください。		



ひゅうがしりつとしょかん

日向市立図書館

〒883-0035

日向市春原町1丁目47番地

TEL (0982)54-1919

FAX (0982)54-5444

hontohon@lib.city.hyuga.miyazaki.jp